

北海道農業再生協議会規約

制 定	平成23年4月27日
一部改正	平成24年12月13日
一部改正	平成25年3月12日
一部改正	平成25年5月10日
一部改正	平成26年3月12日
一部改正	平成27年2月13日
一部改正	平成28年3月28日
一部改正	平成28年6月13日
一部改正	平成29年7月10日
一部改正	平成30年7月10日
一部改正	令和2年7月14日
一部改正	令和3年3月5日
最終改正	令和3年6月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、北海道農業再生協議会（以下「道協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 道協議会は、主たる事務所を札幌市中央区北3条西6丁目北海道農政部生産振興局農産振興課に置く。

(目的)

第3条 道協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産の推進、地域農業の振興を図るとともに、多様な担い手の育成・確保、農業経営の体質強化、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を協議する。

- (1) 経営所得安定対策の普及及び推進に関すること
- (2) 需要に応じた米の生産に関すること
- (3) 主食用米及び麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の作付方針（水田フル活用ビジョン）に関すること
- (4) 産地交付金に関すること
- (5) 農業・農村を支える多様な担い手の育成、確保及び経営体質の強化等に関すること
- (6) 農地の有効利用に関すること
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、協議会の目的を達成するため必要と認められる事項

2 道協議会は、前項に掲げるもののほか、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を実施する。

- 3 道協議会は、前項に関する業務の一部を第5条1項に掲げる者その他会長が認める者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(会員等)

第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 北海道
- (2) 北海道市長会
- (3) 北海道町村会
- (4) 一般社団法人北海道農業会議
- (5) 北海道農業協同組合中央会
- (6) 北海道信用農業協同組合連合会
- (7) ホクレン農業協同組合連合会
- (8) 北海道農業共済組合連合会
- (9) 北海道農業信用基金協会
- (10) 北海道土地改良事業団体連合会
- (11) 公益財団法人北海道農業公社
- (12) 株式会社日本政策金融公庫札幌支店
- (13) 北海道農産物集荷協同組合
- (14) 北海道食糧事業協同組合
- (15) 北海道農業法人協会

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 道協議会には、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは会長の求めにより協議会に出席できる。

第3章 役員等

(役員)

第6条 道協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 前項の役員は、前条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、道協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 道協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 道協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、道協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 道協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 道協議会の目的を達成する上で緊急を要する規約の改正など会長が必要と認めたときは、書面により臨時総会を開催できるものとする。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他道協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 道協議会規約の変更
- (2) 道協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに道協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を道協議会に提出しなければならない。
- 4 第14条第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会等

(幹事会の構成等)

第19条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 北海道

(2) 北海道農業協同組合中央会

(3) 公益財団法人北海道農業公社

(4) 一般社団法人北海道農業会議

3 幹事の中から、幹事長を互選する。

4 幹事長は必要に応じて関係機関・団体からオブザーバーとしての参加を求めることができるものとする。

5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、議長は幹事のうちから選出する。

(部会)

第20条 道協議会には、必要に応じ部会を置くことができる。

2 各部会の構成員及び部会長は、会長が指定するものとする。

3 部会は、部会長が招集する。

4 道協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって道協議会の議決とすることができるものとする。

5 前項による議決をしたときは、会長の承認を経て、直近の総会（第12条第5項による臨時総会を除く）に報告するものとする。

6 第5条第2項及び第3項、第12条第2項、第13条第2項及び第3項、第14条、第17条並びに第18条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「会員」とあるのは「部会に属する構成員」と、「第2条の事務所」とあるのは「会長が別に指定する場所」と読み替えるものとする。

7 前5項に定めるもののほか、各部会の設置・運営に関する事項は、会長が別に定める。

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 北海道農政部生産振興局農産振興課

(2) 北海道農業協同組合中央会（新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。）

3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

4 事務局長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第22条 道協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他総会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 道協議会は、主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 道協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員の名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 道協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 道協議会の資金の取扱方法は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 道協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 道協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項各号に掲げる書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、北海道農政事務所に提出しなければならない。

第8章 道協議会規約の変更、解散

(届出)

第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、道協議会は、遅滞なく北海道農政事務所に届け出なければならない。

(道協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 道協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て道協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月28日から施行する。